

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	白老町

白老町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担当部署名 北海道白老町農林水産課
所在地 北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
電話番号 0144(82)6491
FAX番号 0144(82)4391
メールアドレス nousei@town.shiraoi.hokkaido.jp
nousei@town.shiraoi.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・タヌキ・ヒグマ・キツネ・カラス・オットセイ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	白老町の全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草・野菜類	264.5ha 約6,716千円
アライグマ	家畜飼料・野菜類	1ha 約1,316千円
タヌキ	家畜飼料・野菜類	不明
ヒグマ	家畜飼料・野菜類	なし
キツネ	家畜飼料・野菜類	不明
カラス	家畜飼料・野菜類	約0.2ha 約280千円
オットセイ	水産物	不明
	漁具	25反 約150千円

(2) 被害の傾向

エゾシカ	本町におけるエゾシカの生息状況は、町内全域に生息しており、牧草・家畜飼料・野菜類に甚大な被害を与え、令和3年度の被害額は約6,716千円になるなど有害鳥獣の中でもエゾシカ被害が最大となっている。生息数はライトセンサスによる調査でも増加傾向にあり、町内広範囲に被害が拡大している。近年は森林被害(樹皮の食害、苗木の食害)や露地野菜被害の報告も受けている。また、シカが路上に飛び出し車や列車と接触するなどの生活環境被害もある。
アライグマ	近年、捕獲数が増加傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。 畜産農家が保管している飼料などへの被害や野菜農家が栽培している露地野菜に被害が発生している。また家庭菜園などの各種野菜の食害や踏付けがあり、被害地域は全町に及んでいる。
タヌキ	近年、捕獲数が増加傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。 畜産農家が保管している飼料などへの被害や野菜農家が栽培している露地野菜に被害が発生している。また家庭菜園などの各種野菜の食害や踏付けがあり、被害地域は全町に及んでいる。
ヒグマ	家畜飼料や露地野菜の食害が発生している。

キツネ	近年、捕獲数が増加傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。 畜産農家が保管している飼料などに被害や野菜農家が栽培している露地野菜に被害が発生している。また家庭菜園などの各種野菜の食害や踏付けがあり、被害地域は全町に及んでいる。
カラス	町内全域に分布し、家畜飼料や家庭菜園などに被害が出ている。
オットセイ	冬季から春季にかけて白老沖合に来遊し、刺し網にかかった魚を捕食し、併せて漁具を破るなどの被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標指標

鳥獣の種類	現状値 (令和3年度)		目標値 (令和6年度)	
	被害面積	被害金額 (千円)	被害面積	被害金額 (千円)
エゾシカ	264.4ha	約6,716	150ha	4,000
アライグマ	町内全域	約1,316	町内全域	900
ヒグマ	町内全域	0	町内全域	1,500
カラス	町内全域	280	町内全域	80
オットセイ	町内全域	(4件)25反 150千円		(2件)15反 100千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>① エゾシカ 平成24年度より白老町鳥獣被害対策実施隊を設置し、狩猟期間外においても鳥獣捕獲活動（緊急捕獲）を実施している。 また、実施隊である北海道猟友会苫小牧支部の会員の協力により、年に5回程度大規模捕獲（一斉捕獲）を実施している。</p> <p>②アライグマ 箱ワナの設置による捕獲を実施している。</p> <p>③タヌキ 箱ワナの設置による捕獲を実施している。</p>	<p>① エゾシカ 捕獲個体の適正処理に係る多額の経費が必要となる。 エゾシカの繁殖力がとても高いことも一因となり、捕獲計画数を達成しても生息個体数がなかなか減少に転じない。 町内に大規模な食肉加工施設等がなく、ジビエ利用実績が少ない。</p> <p>②アライグマ 捕獲頭数の増加に伴い、焼却処分場の燃料代などの経費負担が増加している。</p> <p>③タヌキ アライグマと同じ。</p>

	<p>④ヒグマ 人畜への危険性が発生した場合に、箱ワナを設置している。</p> <p>⑤キツネ 農業被害や生活環境被害が出た場合に、箱ワナによる捕獲を実施している。</p> <p>⑥カラス 農業被害や生活環境被害が出た場合に、地元猟友会へ依頼し、銃器による捕獲を実施している。 また、繁殖期に巣を駆除することにより、個体数の増加を防いでいる。</p> <p>⑦オットセイ 動物駆逐用煙火等で威嚇を実施している。 水中音波装置を導入し、追い払い実証検査を実施している</p>	<p>④ヒグマ 行動範囲が広く、調査しても居場所が特定できない。</p> <p>⑤キツネ アライグマと同じ。</p> <p>⑥カラス 住宅街近郊の内の場合銃器による駆除が困難である。</p> <p>⑦オットセイ 猟虎膾舘獣猟獲取締法により捕獲が禁止されている。駆逐用煙火を短期間で繰り返し使用すると音に慣れてしまう。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>令和元年度～3年度にかけて町内の牧場へエゾシカの防護柵（12,661m）を設置した。</p>	<p>防護柵の整備は農家個々の対応のため、効果は一定程度あったが、限定的である。 事業整備した防護柵の老朽化が随所で発生し、更新に当たり新たな費用負担が課題である。</p>

(5) 今後の取組方針

<p>① エゾシカ エゾシカのジビエ利用拡大に向け、白老町内に（仮）エゾシカ食肉処理加工施設が令和4年度内に社会福祉法人ホープによって建設される予定で、エゾシカの受入能力も高まることから、これまでに講じてきた被害防止対策と同様に、可猟期間以外の緊急捕獲など、国の鳥獣被害防止総合対策事業等も活用し積極的に推進することにより、捕獲意欲の拡大に努め、個体数の抑制を図っていく。 また、農業被害を防止するため防護柵等の設置に関し積極的に取り組むほか、農地周辺のヤブの刈り払い等を実施する。 個体数の増加が課題であることから、捕獲計画頭数に届かない等、緊急的に捕獲が必要な場合は、実施隊による捕獲だけでなく、外部からの捕獲を依頼するなど抑制に努めるものとする。</p> <p>② アライグマ 白老町アライグマ等防除実施計画に基づき、「野外からの排除」を目指し、被害の低減を図るため、箱ワナ等による捕獲を行う。</p>
--

③ タヌキ

タヌキを誘引するおそれのある廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。

有害鳥獣駆除として猟友会による駆除を実施する。市街地周辺の駆除について箱ワナ等による捕獲を行う。

④ ヒグマ

捕獲に当たり、繰り返し出没する個体や人身事故の恐れのある個体のみ捕獲する。

⑤ キツネ

キツネを誘引するおそれのある廃棄物等の適正管理について、地域住民に普及啓発を図る。

有害鳥獣駆除として猟友会による駆除を実施する。市街地周辺の駆除について箱ワナ等による捕獲を行う。

⑥ カラス

有害鳥獣駆除として猟友会による駆除を実施する。

⑦ オットセイ

猟虎臘肭獣猟獲取締法により捕獲が禁止されているため、動物駆逐用煙火等での威嚇による追い払いや水中音波装置による追い払いの実証検査の継続実施及びその他追い払い方法を胆振総合振興局ほか関係機関と検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊及び町職員等により捕獲する。オットセイにおいては法律により捕獲が規制されていることから威嚇による追い払いを行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和4年度)	エゾシカ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息調査・捕獲の実施 ・防護柵等の設置 ・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担軽減のための助成 ・技術指導者育成研修会等の開催、参加費助成 ・狩猟免許の取得等に係る周知、育成支援 ・捕獲ワナの購入
令和6年度	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・生息調査・捕獲の実施 ・捕獲ワナの購入
	ヒグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施
	キツネ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲ワナの購入
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施 ・技術指導者育成研修会等の開催 ・捕獲ワナの購入
	オットセイ	<ul style="list-style-type: none"> ・威嚇による追い払いの実施

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
①エゾシカ	地区別の捕獲箇所や捕獲実績頭数、また、さらに鳥獣捕獲許可従事者数等を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。
②アライグマ	近年の捕獲実績を基礎に設定する。
③タヌキ	近年の捕獲実績を基礎に設定する。
④ヒグマ	人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので、年間捕獲頭数は設定しない。
⑤キツネ	近年の捕獲実績を基礎に設定する。
⑥カラス	近年の捕獲実績を基礎に設定する。
⑦オットセイ	追い払いの実施のみ。

対象鳥獣	捕獲計画数等（年間捕獲計画頭数）		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	2,500頭	2,500頭	2,500頭
アライグマ	200頭	200頭	200頭
タヌキ	100頭	100頭	100頭
ヒグマ	—	—	—
キツネ	60頭	60頭	60頭
カラス	400羽	400羽	400羽

捕獲等の取組内容
1年を通して町内一円で銃器・わな等により捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
圃場への侵入経路が多岐に渡るため、エゾシカの通行路にくくり罠を仕掛けても、捕獲漏れが多発するため、農場主より依頼があった場合には圃場付近で捕獲する。また、圃場に連担する生息地での捕獲についてもくくり罠では効率が悪いのでライフル銃による捕獲を必要とする。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
-	-

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
エゾシカ	ソーラーパネルによる電気柵の設置 (高さ1.5m 農家2件 総延長7.5km) 金網柵の設置 (高さ2.26m 農家3件 総延長5.7km)	ソーラーパネルによる電気柵又は金網柵の設置 (農家3件 総延長3km)	ソーラーパネルによる電気柵又は金網柵の設置 (農家3件 総延長3km)

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和4年度) 令和6年度	エゾシカ アライグマ ヒグマ キツネ カラス	・鳥獣被害の拡大防止に向け、被害状況調査の実施及び巡視活動 ・生活環境被害、人身被害及び事故防止のための注意喚起看板の設置 ・被害防止対策の広報・普及活動
	オットセイ	被害状況の調査及び被害防止対策の広報・普及活動

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

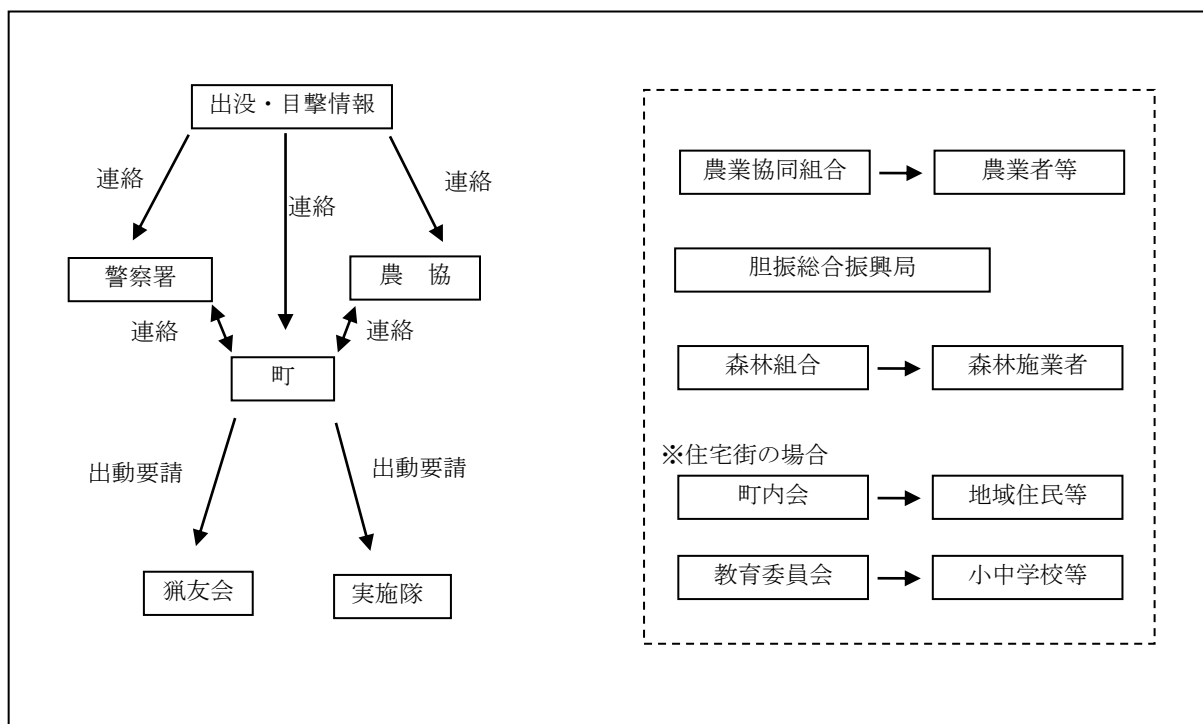
関係機関等の名称	役 割
白老町	情報収集、現地の状況調査、有害鳥獣捕獲許可申請、関係機関への周知、町民への啓発・周知等
苫小牧警察署(白老交番)	周辺警戒パトロール、町民の避難誘導、立入規制
白老町鳥獣被害対策実施隊	現地確認、周辺警戒パトロール、捕獲活動の実施
北海道猟友会苫小牧支部 白老部会	現地確認、捕獲活動の実施
とまこまい広域農業協同組合 白老支所	現地確認、農業者周知
苫小牧広域森林組合白老支所	森林施業者等への情報提供、捕獲活動への指導助言
胆振総合振興局	有害鳥獣捕獲許可、緊急時の情報共有

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会

等の名称を記入する。

- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理施設での焼却及び埋設等適正に処理する。ただし、エゾシカについては、町内において社会福祉法人ホープが建設、運営するエゾシカ処理加工施設（以下「処理加工施設」という。）を活用することにより、資源利活用を積極的に推進する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食用・皮革として使用できるものは加工販売する。
エゾシカについては、整備予定の処理加工施設により、エゾシカ肉の食品利用をすすめるべく、年間処理頭数を満たす頭数の搬入となるよう実施隊員に協力を求める。

(2) 処理加工施設の取組

年間処理頭数：500頭（予定）
運営体制：社会福祉法人ホープ
設備備品：高圧洗浄機、金属探知機、真空包装機、スライサー、冷凍冷蔵庫ほか

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ジビエ処理施設におけるOJT研修等の支援制度を活用し、社会福祉法人ホープと連携を図りながら人材育成に取り組んでいきたい。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	白老町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
白老町（産業経済課、生活環境課）	エゾシカ・カラスの個体数調整に係る支援、アライグマ捕獲処理、協議会の運営、連絡調整
とまこまい広域農業協同組合白老支所	エゾシカ個体数調整に係る支援、被害状況広報周知、被害防除対策指導等
いぶり中央漁業協同組合	オットセイ他鳥獣被害防止に係る調査活動等
苫小牧広域森林組合白老支所	民有林における被害防止対策
北海道猟友会苫小牧支部白老部会	エゾシカ・カラスの個体数調整に係る従事ハンターの協力、ヒグマに係る町嘱託ハンターへの協力、その他鳥獣被害防止に係る駆除活動等
鳥獣保護員	鳥獣の生態などの専門的立場で被害防止対策に助言を行なう。
社会福祉法人ホープ	処理加工施設の運営等、ジビエ利用の推進

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
胆振地域エゾシカ対策連絡協議会	胆振管内のエゾシカによる農林業被害の軽減を目的とする対策の連絡協議
北海道胆振総合振興局（環境生活課、農務課、林務課、水産課）	胆振地域エゾシカ対策連絡協議会の主宰及び事務局として、エゾシカ被害防止技術の情報提供を行うとともに、有害鳥獣全般の捕獲許可、指導を行う。
胆振東部森林管理署	国有林の入林承認手続き等
胆振農業改良普及センター	農業被害の把握や情報提供
胆振地区水産技術普及指導所	漁業被害の把握や情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年4月1日、白老町鳥獣被害対策実施隊を設置 被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者を実施隊員として町が委嘱する。（令和3年度末現在：実施隊員31名、うち農業者4名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

有害鳥獣による被害防止においては、農業者等自らが行う被害の未然防止対策が重要であることから、白老町鳥獣被害防止対策協議会及び関係機関との協議による検討並びに農業者等への指導や、広報活動等により対策を講ずることとする。

9. その他被害防止施策の実施に関する必要な事項

上記に定めるもののほか、この計画に基づく目標達成に向けた取組として、有害鳥獣捕獲活動の継続的な担い手の確保が課題となることから、鳥獣被害対策実施隊の活動に対する支援を引き続き検討するほか、緊急性、必要性に応じて外部への捕獲依頼を検討するものとする。